



## 【厚生年金基金／確定給付企業年金】 財政弾力化措置の取り扱い

先般導入された財政弾力化措置<sup>※1</sup>の取扱いについて、信託協会を通じ、厚生労働省より以下の内容を確認しています。

- ※1 [【厚生年金基金】PENSION NEWS 財政運営の一部改正、特例的扱いに関する通知\(7月14日号\)](#)  
[【確定給付企業年金】PENSION NEWS 財政運営における弾力化措置\(7月27日号\)](#)  
[【確定給付企業年金】PENSION NEWS 財政運営における弾力化措置\(通知\)\(8月10日号\)](#)

### ①【掛金引上げ猶予】掛金引上げ猶予の適用範囲

- 一部の給付区分のみの猶予も可能。
- (同一給付区分内で)一部の実施事業所のみの猶予は不可。

### ②【掛金引上げ猶予】長期運営計画の取扱い(厚年基金のみ)

- 長期運営計画は、策定時の前提から著しく異なる場合を除いては、再度の策定は不要。
- 再度策定する必要がある場合も、地方厚生局への再度の提出は任意。

### ③【掛金引上げ猶予】事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類(DBのみ)

- 厚生労働省からガイドラインを示す予定はなく、適宜、地方厚生局または企業年金連合会へ相談してほしい。
- 掛金拠出が困難であることを示せばよく、実施事業所の財務諸表に基づく具体的な数値を用いて記載するかどうかは、事業主の判断で決定すればよい。
- 「実施事業所の経営状況」「掛金引上げが困難な理由」について、同一DB内の複数の実施事業所において掛金拠出が困難である場合、該当する事業所全てについて示す必要がある。

なお、掛金引上げ猶予を採用するにあたっては、代議員会の議決は基金の判断で行うものとし、労働組合等の同意は不要とされています。

(次ページ有り)

#### ④【下方回廊方式】 下方回廊方式の適用範囲

平成 21 年 3 月末から平成 24 年 3 月末までを事業年度末とする決算において継続基準の財政検証に抵触した場合、下方回廊方式を適用可能。また、継続基準抵触による計算と併せて、変更計算<sup>※2</sup>を行った場合も適用可能。

※2 厚生年金基金…厚生年金基金財政運営基準第四の一の(3)に定める変更計算  
確定給付企業年金…確定給付企業年金法第 58 条に定める財政再計算

上記下線部分はこれまで適用不可とされていましたが、今回新たに適用可能とされたものです。  
下方回廊方式の適用範囲を整理すると、以下の通りとなります。

| 下方回廊方式の適用可否                         | 厚生年金基金     | 確定給付企業年金   |
|-------------------------------------|------------|------------|
| 継続基準抵触による繰越不足金解消計算を行う場合             | 適用可        | 適用可        |
| 継続基準抵触による繰越不足金解消計算と同時にその他変更計算を行う場合  | <b>適用可</b> | <b>適用可</b> |
| 継続基準抵触による繰越不足金解消計算と同時に定例の財政再計算を行う場合 | 適用不可       | <b>適用可</b> |
| その他変更計算(定例の財政再計算除く)のみを行う場合          | 適用不可       | 適用不可       |
| 定例の財政再計算のみを行う場合                     | 適用不可       | 適用不可       |

以上